

令和3年第6回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年6月4日（金）午後2時00分

場 所 別府市農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

報告第2号

農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵

3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏

5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸

7番 星野 賢一

出席職員 事務局長 塩出 政弘 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後 2 時 0 0 分 開会

(局 長) それでは、只今より令和 3 年第 6 回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は 7 名で、過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたことを、ここに、ご報告申し上げます。ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長よろしく願いいたします。

(会 長) 皆さん、お疲れ様でございます。

早いもので 6 月になり、中山間地域の方々は田植えも終わり、ひと段落ではないかと思っております。

皆さまもご存じの通り、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が始まってから、早くも一年半が経過しようとしています。我が国でも、ワクチン接種が全国的に始まり 1 千万人を越えたと昨日報道発表されました。特効薬が存在しない状況下でワクチンは、人類にとって希望の灯りと聞いております。接種が進むことにより、感染が収束し、社会・経済が再び活性化することを願っているところです。

しかし、全国的には感染力の強い、変異株が急増しており、別府市では「一段強めの感染予防対策」を 2 週間延長して 3 密、密集・密接・密閉の回避と密をつくらない 0 密の取り組みの理解と協力要請がありましたので多くの方々の協力を得て、万全の感染防止対策を樹立して、この時期を乗り越えたいと思っております。

それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか？

(委 員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、4番小畑委員、5番齊藤委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましても、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、報告の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

それでは、只今より、令和3年第6回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。本日の総会議案につきましては、お手元にお配りしております、別府市農業委員会総会議案の2枚目にございますのでご覧いただきたいと思います。

第6回別府市農業委員会総会次第でございます。

これから4の議事に入ります。議案第1号が3件、報告第2号まで6件で合計9件あります。それでは、議長よろしくお願いいいたします。

(議 長) それでは議事に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利

用集積計画の決定について」申請番号1を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは議案の1ページをお開きください。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について番号1 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、市街化調整区域。利用権を設定する土地、大字内竈、田、現況田、1,563㎡。利用権の種類、賃貸借。利用方法 田。利用期間 令和3年6月4日から令和13年6月3日。賃貸支払い、直接。設定理由 利用権を設定する者、耕作困難なため。利用権を受ける者、新規就農のため。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。
それでは、担当地区の小畑委員さんから補足説明をお願いします。

(小畑委員) 借り手は新規就農と書いていますが、国東の方で耙耨機を持っています。色々としていたと話を聞いております。現状の借りた田を全部で7反ぐらいありますが総会決定前ではありますが、代掻きも終わって田植えの準備も出来ており問題ないと思います。

(議長) 只今、事務局及び小畑委員から説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(小畑委員) 事務局に質問があります。申請番号1及び申請番号2・3は借り手が同じであるのに期間が異なるのは、これは何かあるのですか。

(事務局) お答えいたします。契約の期間は、それぞれで設定出来るので、お互いで決めた期間が、今回は異なったものだと思います。

(議長) 他にありませんか。他に、ご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」申請番号2を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは議案の1ページをお開きください。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について番号2 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、市街化調整区域。利用権を設定する土地、大字内竈、田、現況田、1,947㎡外1筆、計2,879㎡。利用権の種類、賃貸借。利用方法 田。利用期間 令和3年6月4日から令和10年6月3日。賃貸支払い、直接。設定理由 利用権を設定する者、耕作困

難なため。利用権を受ける者、新規就農のため。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。
それでは、担当地区の小畑委員から補足説明があればお願いします。

(小畑委員) ここも数年、休耕地になっていまして何も植えられてなかった場所
あります。地区全体で草刈り等是一直行っていました、作ってなかった
所でありまして、そこを作って頂けることで、地区のものとしては嬉
しく思います。貸し借りについては問題ないと思います。

(議 長) 只今、事務局及び小畑委員から説明が終わりました。何かご意見、ご
質問はございませんか。

(委 員) 特になし

(議 長) ご意見・ご質問もないようであります。
それでは、議案第1号申請番号2について、申請のとおり許可するこ
とにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。
議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地
利用集積計画の決定について」の申請番号2については、申請のとおり
承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」申請番号3を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について番号1 番号3 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、市街化調整区域。利用権を設定する土地、大字内竈、田、現況田、1,927 m²外1筆、計2,687 m²。利用権の種類、賃貸借。利用方法 田。利用期間 令和3年6月4日から令和9年6月3日。貸賃支払い、直接。設定理由 利用権を設定する者、耕作困難なため。利用権を受ける者、新規就農のため。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。
それでは、担当地区の小畑委員から補足説明があればお願いします。

(小畑委員) ここも休耕地でありまして、先ほどと同じ方が作ってくれることになりました。猪などを捕まえるのが上手い方だと評判で地区のものとしたら大変期待しております。問題ないと思います。

(議長) 只今、事務局及び小畑委員から説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(藤内委員) 全部で7反2畝ほど作るようですが借り手の年齢はどのくらいですか。
それと一人でこれだけの規模を耕作するのですか。

(小畑委員) 一度、お会いしたことがあります。直接的な年齢はわかりませんが、65歳ぐらいだと思います。

耕作については多分一人で行うと思います。家族等の補佐はあるかもしれませんが、基本的には一人でやると思います。

(星野委員) 新規就農で就農されるということで、営農計画とかをつけなくてよいのですか。

(事務局) 利用権設定の窓口は現在、農林水産課になっているのですが、新規就農に限らず、現時点では提出義務はないようです。

(議長) 他に、ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号3について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号3については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

(議長) ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして報告第1号(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号4について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について」、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

14時30分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 会 長 印

署名委員 4 番 委 員 印

署名委員 5 番 委 員 印